

道志村省エネルギー家電購入促進事業補助金

二酸化炭素排出量の削減及び家庭における電気代高騰対策として、省エネルギー性能の高い家電の買い替え、購入を行い、自らが居住する村内の住宅に設置した方を対象に、購入費の助成を行います！

【対象者】

- ・令和5年8月1日時点で道志村内に住所を有する方
- ・同一世帯に村税等の滞納者がいない方
- ・自らが居住する村内の住宅に省エネ家電を設置する方

【対象家電製品】

- ・冷蔵庫 ・エアコン ・テレビ ・電子レンジ
- ・ジャー炊飯器 ・電気便座 ・LED 照明器具

※ただし、LED 照明器具に関しては4台まで申請可能

【必要な省エネ性能】

- ・次の①又は②の基準を満たしている製品
- ① 統一省エネラベルにおける多段階評価点が各製品の**最新の目標年度で★★★**
(2.0)以上
- ② トップランナー基準における省エネ基準達成率が各製品の**最新の目標年度で100%以上**

※省エネ性能の確認方法



①多段階評価点

市場における製品の省エネ性能を高い順に多段階評価点の高い順に5.0～1.0までの41段階の数字と★の数で表示

②省エネ基準達成率

トップランナー基準における、機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示
100%以上達成は緑色のマーク

※「省エネ性能」や「最新の目標年度」は、カタログ等でご確認いただく又は「省エネ型製品情報サイト」(<https://seihinjyoho.go.jp>) をご覧いただき、補助対象製品を選ぶ際の参考にしてください。

【補助金の交付内容】

- ・申請できる件数は、1世帯1製品1台限り（対象家電製品のうち、いずれか1製品を選択）
- ・対象家電製品は新品のものに限る（中古品・リース品は対象外）
- ・補助金額は、対象家電製品の購入費に2分の1を乗じて得た額
- ・補助金額が下記の金額を上回る場合は下記の額を補助する（上限額）
冷蔵庫・エアコン・テレビ：10万円
電子レンジ・ジャー炊飯器・電気便座・LED照明器具：2万円
- ・購入費に設置工事費、配送料、消費税等は含まれない
- ・1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる

【補助金の申請】

- ・申請書は産業振興課窓口、又は道志村ホームページで取得できます
- ・申請書と一緒に下記の書類を添付してください
 - ① 道志村に住所を有する証明書（マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し又は住民票等）
 - ② 省エネ家電製品を購入・設置した際のレシート又は領収書（購入日、購入店舗名、支払金額、金額の内訳、購入品名が記載されているもの）の原本
 - ③ メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
 - ④ 設置現状写真（家電製品と設置箇所の全体が分かる写真/2～3枚程度）
 - ⑤ 補助金の振込先口座を確認できる通帳又は、キャッシュカードの写し
 - ⑥ その他村長が必要と認める書類

※写しが取れない場合は、原本を持参してください。コピーを取らせていただき、返却します。また、レシート・領収書に関しては原本を持参していただき、裏面に「申請済印」を押させていただきます。

- ・購入対象期間：令和5年4月1日（土）～令和5年12月15日（金）
- ・申請期間：令和5年9月1日（金）～令和5年12月22日（金）
- ・申請先：道志村役場 産業振興課

※受付期間内であっても、申込みが予算枠に達した時点で受付を終了します。

【注意点】

- ・補助金の対象となった製品の譲渡、交換及び貸付をしてはなりません
- ・申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合及び法令等に違反して省エネ家電の設置を行った場合は交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります

【お問い合わせ先】

- ・道志村役場 産業振興課 TEL : 0554-52-2114
受付：平日 8時30分～17時15分

※本事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受けて実施しています。